

第2章 各論

第1節 多様な自然環境の体系的な保全

1 地域の自然的社会的特性に応じた自然環境の体系的な保全

<現況>

大津市には森林から丘陵地、田園、市街地、琵琶湖や瀬田川に至る明確な地形的特徴があり、この多様な自然環境が豊かな生態系を保全し、大津らしい景観を形成するなど環境の基礎となっています。

特に、森林、丘陵地や農用地などは木材や農産物の生産の場であるとともに、動植物の生育・生息場所を提供し生態系の基盤となっています。また、国土保全、水源かん養、保健休養、自然景観形成等の多面的、公益的機能を持つなど重要な役割を果たしています。

<実施事業等>

(1) 「緑地保存地域」及び「環境形成緑地」の設定

平成18年12月に、市議会において「第4次大津市国土利用計画」が議決されました。この計画は国土利用計画法第8条の規定に基づいて、本市の区域の土地利用に関して必要な事項を定めるもので、自然的地域(森林地域及び田園地域)、都市的地域(既成市街地、再生市街地、進行市街地及び新市街地)、湖岸地域並びに歴史的地域のそれぞれにおける土地利用の基本方針を定めています。計画の中で、自然的地域の恵まれた豊かな環境を保全するため、第3次計画より位置づけてきた「緑地保存地域」及び「環境形成緑地」について新たに指定された歴史的風土特別保存地区を含め、他の用途への転換を抑制するとしています。

「緑地保存地域」とは、市街地背後の緑の山並みを形成する森林地域で、主として自然公園や風致地区などに指定された区域、「環境形成地域」とは、独立丘などの里山、農業振興地域の農用地及び宅地以外の地すべり防止区域です。⁽¹⁾

(2) 遊休農地解消対策事業

新農業基本法、WTO 農業協定上の「緑」の政策として、中山間地域等における耕作放棄地の解消と担い手の育成及び多面的機能の保持・増進等、農業生産活動を支援しています。傾斜地等耕作条件の不利な中山間地域の集落が、中山間地域等直接支払交付金制度の活用により、耕作放棄の防止を目指すとともに、中山間地域の農地が有する水源の涵養、良好な景観等、多面的機能を確保します。

平成23年度に実施した主な事業は、以下のとおりです。

- 22集落において活用され、水路・農道等の管理活動を含む農業生産活動が行われました。⁽¹⁶⁾

(3) 農地の有効利用と農業基盤の整備(ほ場整備)

農業振興と公益性の高い地域資源である農地の有効活用を図るため、ほ場整備を推進しています。不耕作地の解消と水路整備により、田園景観や水の循環に伴う生態系の保全も図れます。

- ほ場整備事業では、佐川地区で区画整理(2.0ha)、揚水機(1基)の整備が実施されました。⁽¹⁷⁾

(4) 自然景観の保全の推進による緑地保全

- 「滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例」及び「大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、風致地区内の建築等の規制に関する協議、審査について、平成23年度は、101件の許可申請等を受け、審査・許可業務を行っています。⁽²⁸⁾

(5) 「緑の基本計画」に基づく施策推進

「緑の基本計画」の基本理念に基づき、市民一人ひとりが緑の存在や、それらの関わりがいかに大切か認識し、

水と緑の環境のまちづくりへの積極的な参加を促すため、ホームページへの掲載や、計画冊子の作成により、周知に努めています。

○ 都市公園等面積 **9.15 m²** / 人口 [平成 23 年度末]⁽³⁰⁾

目標:都市公園等面積 **11.0 m²** / 人口 [~平成 28 年度]

(6) 保護地区の指定と保全施策の推進

「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」に基づき、市街地内や市街地に近接する良好な自然地区として「瀬田川自然保護地区」を指定しています。⁽³⁰⁾

自然保護地区の概要

指定年月日	昭和 55 年 8 月 1 日
保護地区の名称	瀬田川自然保護地区
指定する土地の区域	瀬田川河川敷で鹿跳橋の上流 875 メートルの地点から鹿跳橋の下流 200 メートルの地点までの区域(面積 62,776 平方メートル)
指定の内容	瀬田川の河岸、河床に存在する甌穴(おうけつ:大小さまざまな丸い穴のあいた岩石)を含む指定区域内の自然景観(鹿跳橋を除く。)

(7) 緑地協定の締結

住民が自らの手で、緑豊かな潤いのある街づくりを進めるため、守るべき街の緑や、宅地における緑の配置を住民同士で取り決め、自然環境の保全や美しい街並みの創出を図るものです。この制度は、住民自身による緑地の保全及び緑化の意思を法的に位置つけるものです。

○ 平成 23 年度には新たに 1 地区と締結し、平成 23 年度末で 35 地区と締結しています。⁽³⁰⁾

目標:緑地協定地区数 50 地区

(8) 山百合の丘事業

区域を里山として保全するエリアと活性化するためのエリアに分け、保全エリアの市による用地取得をはじめ、整備を図っていきます。⁽²⁸⁾

(9) 多自然川づくりや多自然型水路等の整備

自然環境や周辺景観を考え、川底には自然素材の間伐材(良好な植林地を保つために間引かれた木)をはじめこんだブロックを敷き、護岸には環境保全型空積ブロックを使用することにより、多様な生き物がくらする河川づくりを目指しています。

○ 国分川で環境保全型ブロック護岸を整備(L=28m)しました。⁽³⁸⁾

2 開発事業等の計画の早い段階から環境配慮システムの整備

(1) 開発指導要綱に基づく緑化指導等

開発事業者に対し、都市計画法その他の関係法令、大津市の各種計画に適合するよう指導しています。また、一定規模以上等の開発の際には、大津市開発指導要綱・大津市開発事業技術基準に基づき、開発区域内に緑地を確保するよう指導しています。⁽³¹⁾

(2) 開発事業等における環境配慮制度の充実

「大津市環境基本条例」に基づき、事業者が事業計画の早い段階から環境への自主的、積極的な配慮を行い、環境への負荷低減と公害防止に努めるための指針として、環境配慮指針を策定しています。また、一定規模以上の事業を特定事業(開発事業、生活環境影響事業及び中高層建築物の建設事業)、又は大規模建設等事業として定め、事前協議制度などを通じて、事業者が環境への配慮を求めるとともに公害防止に努めるよう指導しています。⁽¹⁹⁾

3 環境保全型農林水産業の推進

(1) 農地・水・環境保全向上対策事業

近年の農業環境は、過疎化、高齢化等の進展に伴う集落機能の低下により、適切な管理が困難な状況にあることから、農業の持続的発展と多面的機能の健全な発展を図るため、先進的な営農活動を支援しています。

- 協定締結地区 14 地区(23 集落)⁽¹⁶⁾

化学農薬や化学肥料の使用を通常の 5 割以下に削減する「環境こだわり農産物」への補助

- コマツナ 390.8ha ネギ 18.5ha すいか 172.1ha いちご 55.2ha⁽¹⁶⁾

(2) 市民参加による里地里山の保全

棚田保全活動として、地域住民と都市住民のボランティア活動による協働活動団体により、棚田の復田による田園景観の保全を図っています。

- 仰木平尾地区、上仰木(八王寺・安養寺)地区で実施されました。⁽¹⁷⁾

市民と協働で、荒廃している森林の保全機能を復活させる事業を実施しています。

- 里山リニューアル事業(藤尾地区 2.17ha)

- 長寿の森奨励事業(石山寺地区 7ha 上仰木辻ヶ下地区 10.47 ha)⁽¹⁶⁾

(3) 森林整備地域活動支援交付金支給、間伐促進等森林整備事業

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう適切な森林整備の推進を図るため、森林所有者等に対し森林施業に不可欠な地域活動を支援するため補助事業を実施しています。

- 平成 23 年度には、794.02haの森林に対し、事業実施しました。⁽¹⁶⁾

森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう間伐等保育を要する森林に対し、森林整備を行うことにより、森林資源の維持増進を図っています。

- 間伐の実施面積 98ha、下刈の実施面積 34ha等⁽¹⁶⁾

第2節 生物多様性の確保

1 多様な生態系の保全

<現況>

本市は、自然林、人口林、河畔林、耕作地、草地などの様々な環境を有しており、琵琶湖湖岸から標高1千mを越す比良山地に至るまで標高差が大きく、琵琶湖、内湖、河川などの水域環境を有しています。この多様な自然環境を反映して、多くの種類の生き物が生育・生息しています。特に、里地里山では多様な生態系を形成していることが、本市の特徴となっています。

平成20年度実施の大津市自然環境植生調査、及び平成21年度実施の大津市自然環境動物調査による動植物の生息・生育状況は次のとおりでした。

植物(平成20年度調査)

森林植生、草本植生を併せて約70タイプの植物群落を確認されました。この多くは植林地・耕作地植生、代償植生であり、自然植生は比良山地の高標高地や田上山地等に小面積で残っています。

貴重植物群落としては、比良山系にクロモジブナ群集、アシウスギブナ群落等の分布がみられ、貴重植物としては、南部に、カミガモシダ、アイナエ等の分布が確認されています。

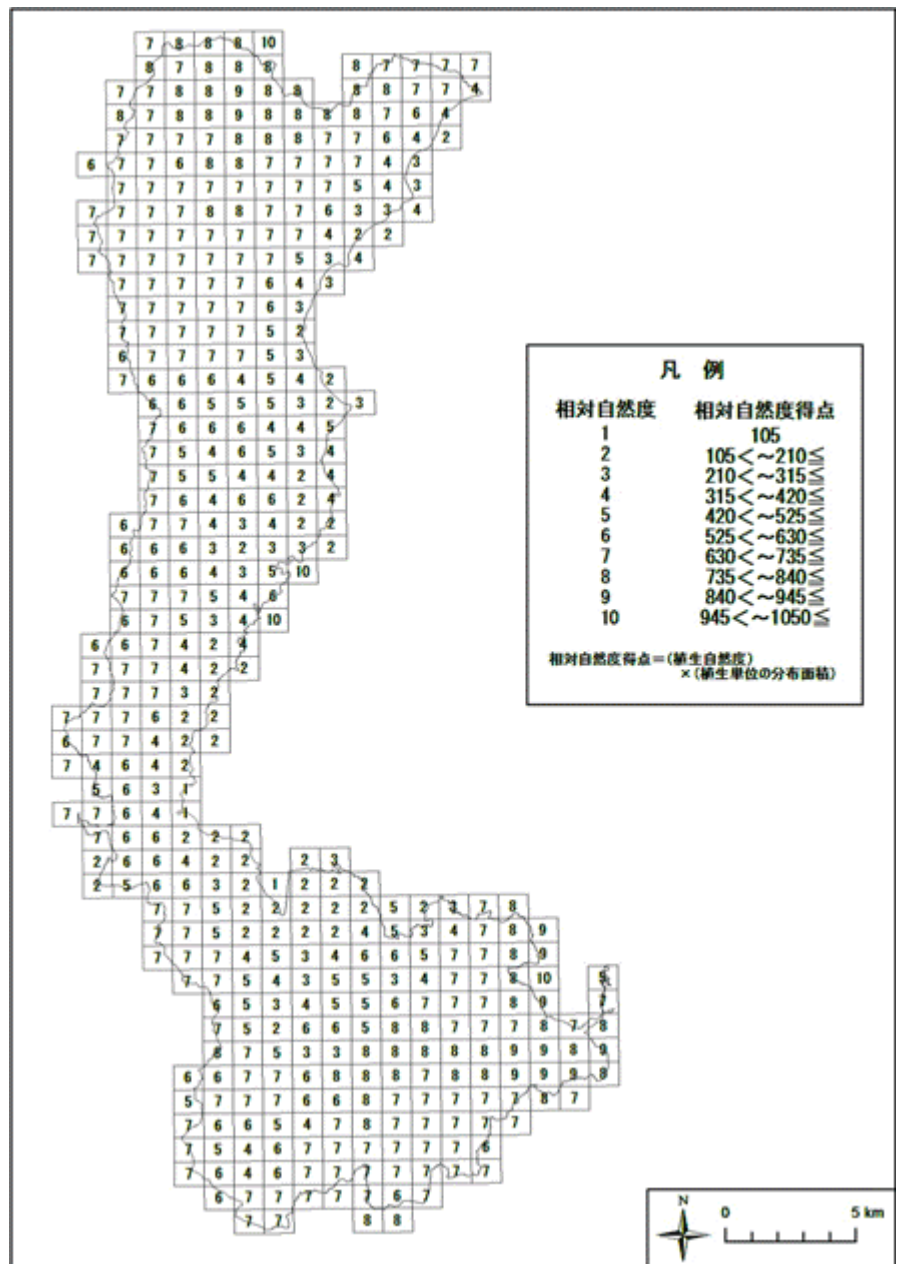
動物(平成21年度調査)

大津市は面積が広く、地形的にみても比較的標高の高い山地から丘陵、平野部まで種々の地形が存在することから、生息している野生生物は多岐にわたっています。

市北部に位置する比良山地は武奈ヶ岳(1,214m)を最高として、滋賀県で最も高い山地のひとつです。また、安曇川を隔てた西側の丹波高地の一部も800～900m級の標高を有しています。この山地帯には、ツキノワグマ、

カモシカ等の奥山型の哺乳類や、渓流域のハコネサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ナガレヒキガエル等の生息も知られています。また、昆虫類では山地性のミドリシジミ類を多産し、エゾハルゼミ、コエゾゼミ、ルリボシヤン

相対自然度



マ等、近畿地方でも高標高の山地のみに分布するグループが多く見られます。近畿地方ではブナ帯の存在自体が高い価値を有しており、これらの山地は市域で最も自然度の高い貴重な地域といえます。

大津市域に生息する種として、哺乳類では 7 目 15 科 29 種、は虫類は 2 目 7 科 16 種、両生類は 2 目 6 科 19 種、昆虫類(河川昆虫類を含む)は 21 目 327 科 2,299 種、鳥類は 14 目 36 科 115 種の記録が確認されています。

指標[計画策定時];緑被率 **82.3%**[平成 20 年度]

指標[計画策定時];貴重動植物の確認種(植物 17 種、動物 80 科 182 種)

<実施事業等>

(1) 身近な環境(生きもの)市民調査【重点事業】

身近な自然や生きものをはじめ景観、湖岸形態などの色々な環境を対象にして市民が調査員となって調査を実施し、身近な環境の情報整備と調査を通じた環境学習を推進する制度で、平成 3 年度に発足しました。調査を通じて身近な環境に触れ、環境について考えることは自然環境保全の意識を育む機会となります。

これまで、ホタル、ヨシ、ユスリカ、赤とんぼ、水辺の鳥、たんぼぼ、ツバメ、酸性雨、環境宝もの、魚、サクラ、身近な鳥、セミ、ミズなどの調査を実施しました。調査結果は、地図や冊子等にまとめて、調査員をはじめ教育機関、図書館、支所、研究所等のほか希望者に配布してきました。

その後、平成 23 年度から市民ボランティアによる「身近な環境(生きもの)市民調査」を再開しています。

○ 市民調査員の募集・登録を行い、説明会・調査学習会を開催(登録市民調査員 245 名)⁽¹⁹⁾

目標;身近な生きもの市民調査員参加者数 **500 人**[~平成 27 年度]

(2) 保護樹木・保護樹林の指定

「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」に基づき、市街地に所在する樹木又は樹林で、良好な自然環境の保全と市街地の美観風致を維持するために必要があると認められるものを「保護樹木・保護樹林」として指定しています。

○ 平成 23 年度中には、新たな指定はありませんでした。(平成 23 年度末で保護樹木 27 本 保護樹林 5 地区)⁽³⁰⁾

目標;保護樹林の指定 **25 地区**[~平成 28 年度]

保護樹木の指定基準は次のとおりです。

- | |
|--|
| <p>ア. 市街化区域内に所在すること。
イ. 樹木が健全で樹容が美観上すぐれているもので、次のいずれかに該当すること。
○地上より 1.5m の高さにおける幹の周囲が 1.5m 以上である。
○地上より高さが 15m 以上である。
○株立ちした樹木では、地上より高さが 8m 以上である。
○はん登性樹木では、枝葉の面積が 80㎡以上である。</p> |
|--|

保護樹木

指定番号	樹木名	幹周 (cm)	樹高 (m)	推定樹齢	所在地	所有者
3	ケヤキ	282	15.0	100	和邇中298	大津赤十字志賀病院
4	イチョウ	210	15.0	150	札の辻4-26	本願寺近松別院
5	イチョウ	205	16.0	150	同上	同上
9	エノキ	379	23.0	200	西の庄15-16	石坐神社
10	イチョウ	435	24.0	600	木下町7-13	和田神社
12	ケヤキ	310	22.0	300	同上	同上
13	ケヤキ	350	26.0	400	中庄一丁目14-24	篠津神社
14	クスノキ	188	13.0	70	園山一丁目1-1	民間企業
15	カツラ	330	13.7	300	三井寺町4-1	長等神社
17	クスノキ	325	21.1	350		
18	クスノキ	335	23.9	350		
19	イチョウ	345	21.1	300	下阪本五丁目8-5	巖島神社
20	シダレヤナギ	204	14.7	100	島ノ関1-60	中央小学校
21	イチョウ	200	13.2	130	本堅田一丁目22-30	本福寺
22	シイ	500	14.1	300	坂本四丁目12-23	大將軍神社
23	イチョウ	380	25.6	300	京町二丁目1-16	善通寺
24	モミジバズカケノキ	436	22.4	70	京町三丁目6-23	県立体育文化館
25	クスノキ	267	18.6	200	大江二丁目28-41	西徳寺
26	ケヤキ	336	23.4	300	苗鹿一丁目9-13	那波加荒魂神社
28	ケヤキ	525	23.0	400	滋賀里三丁目1	倭神社
29	クスノキ	270	23.9	250	同上	同上
31	クスノキ	241	16.5	80	膳所二丁目11-1	県立膳所高校
32	クスノキ	302	16.0	80	同上	同上
33	クスノキ	226	12.0	80	同上	同上
34	ムクロジ	240	15.6	200	下阪本六丁目8-10	磯成神社
36	ツブラジイ	450	12.0	300	堅田二丁目1-1	民間企業
37	クスノキ	400	11.5	150	堅田二丁目1-1	民間企業

保護樹木の指定基準は次のとおりです。

- ア. 市街化区域内に所在すること。
 イ. 樹林を形成する樹木が健全で樹容が美観上すぐれているもので、次のいずれかに該当すること。
 ○樹林の面積が 330㎡以上である。
 ○生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが 30m以上である。
 ○並木をなす樹木の集団で、その並木の長さが 100m以上である。

保護樹林

指定番号	樹林名	面積 (㎡)	所在地	所有者
1	御霊神社の森	2,570	鳥居川町14-13	御霊神社
2	高穴穂神社の森	3,647	穴太一丁目3-1	高穴穂神社
3	膳所神社の森	5,728	膳所一丁目14-14	膳所神社
4	平津の森	12,926	平津二丁目9-13	戸隠神社
5	寺辺の森	14,700	石山寺二丁目13-16	新宮神社

第3節 自然とのふれあいの推進

1 里地里山・琵琶湖を活かした自然に親しむ活動の推進

(1) 農村地域資源の活用とグリーンツーリズムの推進

緑豊かな農村地域資源を活用するため、「農」の情報発信事業内容の検討等を行いました。⁽¹⁶⁾

(2) 農地・水路・ため池・里山の保全による生態系の多様性の確保（生き物観察会）

- みずすまし推進協議会の取り組みとして、専門家の指導・助言を受けた生き物観察会を実施（新免生き物観察会、生きもの探検隊 in大比良、田上関津地区環境配慮施設生物調査）⁽¹⁷⁾

(3) 自然観察会等の開催

- 初夏の自然観察会、秋の自然観察会、水鳥の観察会等⁽³⁰⁾

(4) 緑の普及、啓発の推進

- おおつ花フェスタの開催⁽³⁰⁾

(5) 水辺の楽校の運営支援

三田川の一部が平成19年3月に国土交通省の「水辺の楽校プロジェクト」に登録されたことを受け、子どもの自然体験の場づくりなどを目的に支援しています。

- 清掃、樹木管理、花植え、ホタルの観察会の実施等⁽⁵⁰⁾

2 自然体験空間の整備

(1) 都市公園・都市緑地等の整備

都市公園は、快適な市民生活や都市環境の保全などにとって、重要な公共施設であり、多様な機能を有しています。このため、指定管理者制度を導入し、公園の管理体制の強化に努めるとともに、公園の多様な機能が十分に発揮されるよう、大津湖岸なぎさ公園、大戸川緑地、茶臼山公園の整備を進めています。

- 茶臼山公園では、防災機能の充実を図るため、耐震性貯水槽等の整備を実施しました。⁽³⁰⁾
- 田上公園では、園路整備、インターロッキングブロック改修等を実施しました。⁽³⁰⁾

都市公園整備状況

（平成24年3月31日現在）

都市公園等施設緑地		整備状況	
		カ所	面積(m ²)
都市公園	街区公園	130	256,323
	近隣公園	38	495,731
	地区公園	6	340,683
	総合公園	6	800,619
	運動公園	2	279,433
	風致公園	2	393,514
	都市緑地・緑道	36	484,093
	広域公園	2	65,400
	小計	222	3,115,796
公共施設緑地	児童遊園	550	173,172
	ファミリー農園	6	8,179
小計	556	181,351	
合計	778	3,297,147	

(2) 公園愛護会による維持管理の推進

公園をはじめとした市域の緑の保護育成に不可欠な適切な維持管理のため、公園に対する愛着の育成を目指して、公園愛護会の育成を進めています。

- 自治会等で構成された公園愛護会 110 公園 97 団体⁽³⁰⁾

目標;公園愛護会の登録数 150 公園[~平成 28 年度]

(3) 葛川森林キャンプ村等の運営

森林資源を活用した市民の憩いの場として、葛川森林キャンプ村、ふれあいのもり(比叡山生活環境保全林)、一丈野生活環境保全林、暮雪山多目的保全林、楊梅の滝生活環境保全林について、適正な維持管理を行っています。⁽¹⁶⁾

(4) ファミリー農園の整備・充実

市内の遊休農地を有効利用し、土に親しむ機会の提供や、農業への理解を深めることを目的として開設しています。自然とのふれあいや、収穫の喜びなどを体験していただくとともに、遊休農地の解消の一助ともなっています。

- 市民農園開設区画数 271 区画⁽¹⁶⁾

ファミリー農園の整備状況

	農 園 名	面積(m ²)	区画数
1	堅田一丁目	740	26
2	滋賀里	2,485	78
3	高砂	500	17
4	国分西出	1,226	39
5	国分西出	1,378	50
6	北大路三丁目	1,850	61
	計	8,179	271

指標[計画策定時];市民農園開設区画数 403 区画

(5) 田上市民運動広場等の運営

自然体験ができる施設として、次のとおりの施設を運営しています。

- 田上市民運動広場については、平成 20 年度からデイキャンプの機能もある市民運動広場として運営しています。桐生若人の広場は通年で運営しています。

- 比良げんき村は、琵琶湖が眼下に広がり深い緑に囲まれた野外活動施設です。天体観測施設や木工等実習室、キャンプ場、木製遊具、多目的広場等の施設があり、年間を通じて運営しています。⁽⁵²⁾

第4節 省資源の推進

<現況>

ごみの減量と資源化に関しては、まずできる限りごみの排出を抑制し、次にごみとなったものについては、再使用、再生利用といった順にできる限り循環的利用を行い、それでもごみになるものについては、適正に処分するという施策の基本としています。

ごみ量は平成12年度をピークに増加し、昭和54年度からの約20年間で2倍以上となっています。

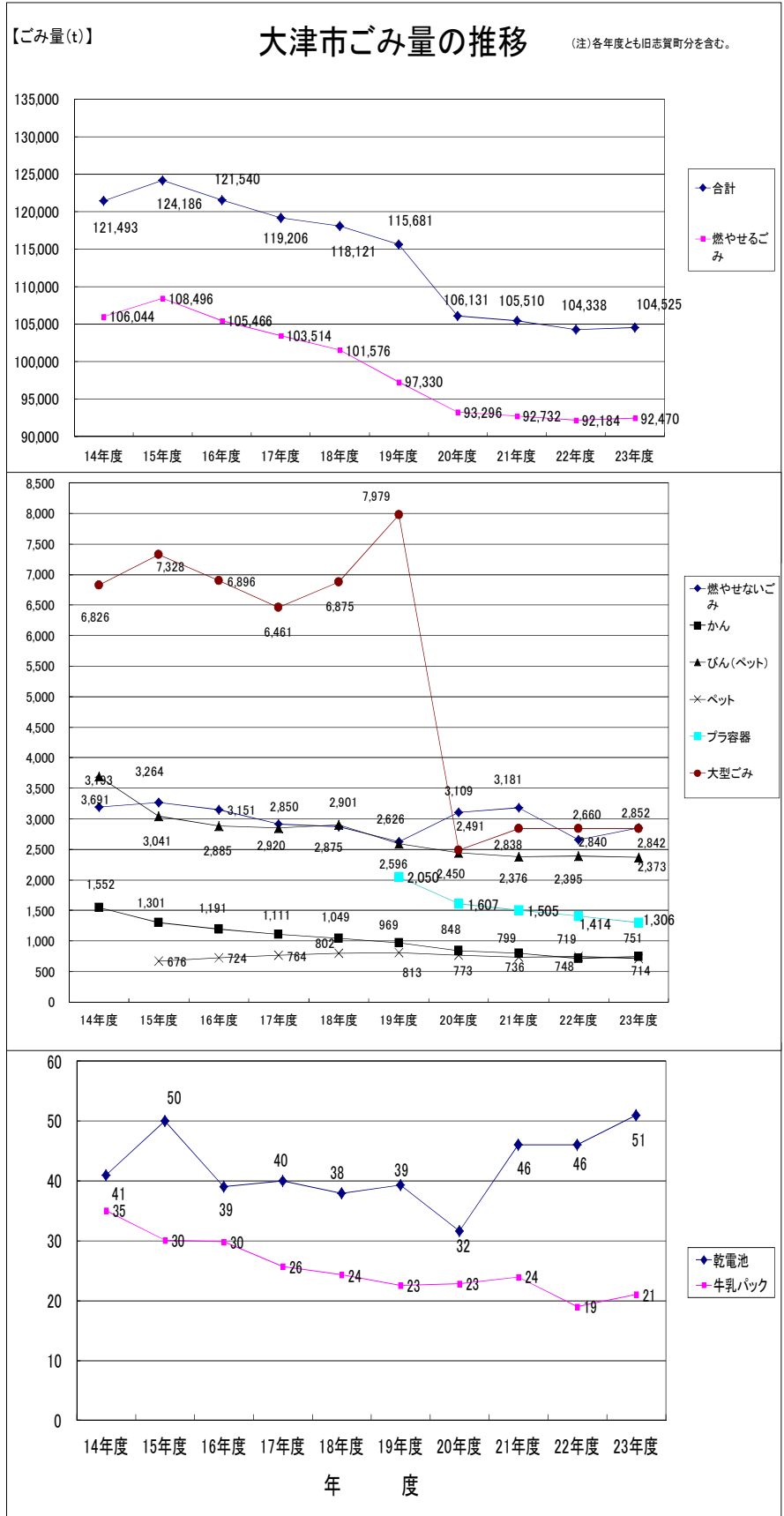
その後、市民のごみ減量意識の向上、経済状況の変動、企業の技術革新、ごみ減量施策の実施などにより、平成16年度から平成22年度まで、一貫して減少していましたが、平成23年度は若干の増加となっています。

市民や事業者に対しては、情報提供や啓発に努め、リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再生利用)の3Rを推進していきます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、平成22年度に本市のごみ処理の基本となる「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 大津～HEARTプラン」を策定しました。

地球温暖化問題への対応の推進や、ごみ減量政策の推進に伴う住民意識の変化を踏まえたもので、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画期間とし、基本理念を「～資源循環と環境への負荷低減をめざした“心ある行動”の実践～」としています。

基本理念に基づいた3つの基本方針を定め、平成32年度を目標年次としたごみの減量化目標や、資源化に関する目標を掲げています。**【重点事業】**



- ごみ減量化(資源ごみを除く) 11.2%減量⁽²⁰⁾

目標;ごみ減量化(資源ごみを除く) 平成19年度を基準として20%減量(中間年度 平成27年度で15%減量)

- 資源化率 14.86%減量⁽²⁰⁾

目標;資源化率 20%

<実施事業等>

1 ごみ減量とリサイクル等の推進

(1) ごみ減量推進事業

さらなる減量化、資源化を推進するため、平成23年3月に新たに策定した「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、施策の展開を図っています。

また、昭和56年5月30日に発足した先駆的な市民会議の「ごみ減量と資源再利用推進会議」と連携を図りながら、ごみの減量と資源化に関する重要性について、市民・事業者にも周知啓発を行い、意識の向上に努めています。

- 家庭ごみ資源循環推進事業
「ごみ減量ガイドブック」の配布、出前講座等で、適正処理や3Rの推進を啓発しています。⁽²⁰⁾
- リサイクルフェア2011の開催
資源の再利用を推進し、環境にやさしい行動につながるよう市民意識の向上を図るため、「ごみ減量と資源再利用推進会議」と連携して、3R意識の向上をはじめとした啓発活動を重点としたイベントを開催しました。⁽²⁰⁾
- レジ袋の削減を進めるため、市内4ヶ所にてマイバック袋持参運動を実施しました。⁽²⁰⁾

(2) 古紙資源化事業

資源の有効利用と自然環境の保全、さらにはごみ処理施設に搬入される焼やせるごみの減量を目的に、平成5年4月から、古紙回収を実施する市民団体、並びに市内の古紙回収業者を対象とした古紙再資源化促進補助制度を実施するとともに、牛乳パック回収運動等の資源回収運動に対しても支援しています。また、集団資源回収の対象品目の拡大(かん・びん等)についても検討しています。

- 古紙回収量 12,490t⁽²⁰⁾

古紙回収量の推移

年	古紙回収量(t)				牛乳パック回収量(t)
	指定業者	指定業者以外	紙の日運動	合計	
平成19	10,678	1,985	1,390	14,052	23
20	9,990	2,347	1,203	13,540	23
21	9,389	2,238	1,143	12,770	24
22	9,368	2,093	1,049	12,509	19
23	9,501	2,006	983	12,490	21

目標;古紙等資源回収量 14,750t/年

(3) バイオマスの利活用の推進

家庭から生じる生ごみの減量化、及び堆肥化としての自家処理の活用を推進するため、電気式生ごみ処理機購入経費の一部を補助しています。⁽²⁰⁾

- 補助件数 50件

指標[計画策定時];生ごみ処理機等補助台数 125件/年

大津市域の道路・河川・公園等の維持管理によって発生する刈草・剪定枝を再生利用するために、堆肥化の実験を実施しています。なお、出来上がった堆肥は市民に無料配布しています。⁽²⁰⁾

- 平成 24 年度以降の本格実施に向けて、基本設計を行いました。

年度	堆肥化	
	搬入量(t)	完成堆肥(m ³)
平成 19	1,256	約1,980
20	1,501	約2,280
21	1,273	約1,830
22	1,313	約1,990
23	1,167	約2,050

(4) 分別収集の推進

大津市における「かん」の回収量は、スチール缶の生産量の減少や地域での資源回収の推進、集積所におけるアルミ缶の持ち去り行為の発生などにより減少傾向が見られ、「びん」についても生産量の減少などにより回収量は減少傾向が見られます。一方、「ペットボトル」は増加傾向にありましたが、平成 20 年度については、初めて減少に転じています。なお、平成 19 年 2 月から新たにプラスチック製容器包装のうち袋類、パック・カップ類、ボトル類の 3 品目について分別収集を開始し、平成 21 年 10 月より「プラマーク」のついているもの全てに収集対象を拡大し、分別収集をしています。また、「びん」については有色と無色透明びんを統合して収集しています。

- びん等コンテナ収集車輛の導入、「プラスチック製容器包装」収集日の増設⁽²⁰⁾

かん、びん、ペットボトル、プラ容器の資源化量

(単位:t)

年度	種類	施設運搬量(A)	資源化量(B)	資源化率(B/A)(%)
19	かん	969	737	76.06
	びん	2,596	有色 280	21.92
			無色透明 289	
	ペットボトル	813	692	85.12
プラスチック容器	2,050	1,833	89.41	
20	かん	848	640	75.41
	びん	2,450	有色 302	24.41
			無色透明 296	
	ペットボトル	773	692	89.51
プラスチック容器	1,607	1,421	88.41	
21	かん	799	642	80.45
	びん	2,376	有色 287	23.52
			無色透明 272	
	ペットボトル	736	657	89.30
プラスチック製容器包装	1,505	1,342	89.12	
22	かん	719	619	86.09
	びん	2,395	有色 308	24.26
			無色透明 273	
	ペットボトル	748	673	89.95
プラスチック製容器包装	1,414	1,301	92.04	
23	かん	751	624	83.09
	びん	2,373	有色 303	23.85
			無色透明 263	
	ペットボトル	714	626	87.68
プラスチック製容器包装	1,306	1,172	89.74	

(5) リユース事業の推進

不用品の再使用の推進のため、再生利用が可能な物を修理して必要とする人に提供する(仮称)リユースセンターの設置を目指しています。

- 平成 23 年 3 月に策定した「大津市リユース事業基本構想」に基づき、市民間でリユースする機会や体験学習、修繕コーナーの実施など、市民のリユースへ取り組みを支援し、市民に親しんでもらえる拠点施設としてリユースセンターの設置に向けての整備を進めています。⁽²⁰⁾

目標: (仮称)リユースセンターの設置(1 施設)

(6) 消費生活センターでのリサイクル情報

市ホームページで消費生活センターの情報として、リサイクル情報「譲ります 譲ってください」を掲載しており、定期的に広報おおつでリサイクル品の登録を促しています。また、啓発紙「ぼけっと」や各種リーフレットの展示等により、環境に関する情報提供もしています。⁽⁸⁾

(7) 自動車リサイクル法への対応

自動車リサイクル法に基づく各業の登録及び許可事務を行い、各業で手続きが必要な事業者に対し指導を行っています。⁽²¹⁾

(8) 工場、事業場におけるごみ減量・資源化を目指した事業活動の推進

事業系ごみの減量化を推進するため、「事業系ごみダイエットブック」を配布しています。また、多量排出事業者(市施設へ年間 50t 以上搬入する事業者)による事業系一般廃棄物処理計画書の作成を進めています。

- 多量排出事業者に、ごみ減量に関する説明会を実施し、減量計画書の作成・指導を行いました。⁽²⁰⁾

産業廃棄物の減量化を推進するため、前年度の産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。)の発生量 1,000t 以上、または、特別管理産業廃棄物の発生量 50t 以上の事業所を設置する多量排出事業者に対し、産業廃棄物処理計画書の提出を求めるとともに、実施状況の報告を受け、それぞれ公表しています。

- 多量排出事業者実施状況報告数 34 件、多量排出事業者処理計画書提出数 34 件⁽²¹⁾
- ごみの減量と再資源化による環境にやさしい市場づくりを目指し、公設地方卸売市場では、可燃ごみとして廃棄していた魚のアラ等の飼料化による再資源化を平成 22 年 10 月より開始したことにより、事業系一般廃棄物の排出量が平成 22 年度対比で約 24% 減と、大幅に減少することができました。⁽¹⁸⁾

第5節 水循環の保全と創造

森林や農地の適切な維持管理、河川における自然浄化能力の維持・回復のための水質・水量の確保、市街地における雨水地下浸透の推進などを通して、水循環を図っていきます。

1 水循環機能の保全と創造

(1) 「大津市水環境基本計画」の推進

大津市では、これまで守り育ててきた川やため池、琵琶湖などの豊かな「水環境」を活かした潤いと安らぎのある水辺空間の創出、そして環境にやさしいまちづくりを進めています。そのための基本的な考え方や方策を示した「大津市水環境基本計画」を平成18年3月に策定し、志賀町との合併をふまえ、同年10月に見直しました。その中の5つの基本方針に「水を育む一流域の水循環機能の回復」、「水辺を創る一地域生態系の保護・再生・創出」などを掲げています。

(2) 雨水貯留浸透整備事業

- 公共施設等に雨水貯留浸透施設を設置しています。(延べ17箇所)溜まった雨水は、花の水やり等に使用し、子どもたちへの水の大切さを教える環境学習にも役立っています。また、雨水貯留施設設置の助成では、69箇所について助成を行いました。(延べ271箇所)⁽⁴⁶⁾

目標:公共施設等雨水貯留浸透施設設置箇所数 25箇所[~平成26年度]

目標:雨水貯留浸透施設設置助成箇所数 435箇所[~平成26年度]

(3) 雨水渠等の整備

- 市街地の浸水防除を目的とし、市街地において氾濫している普通河川を対象に整備を進めています。(平成23年度実施:庚申川など6河川)⁽⁴⁶⁾

(4) ため池の保全

ため池等農地災害危機管理対策事業を活用して減災対策を進めることにより、これまで地域の貴重な資源として守られてきたため池の保全・整備に努めています。⁽¹⁷⁾

(5) 土地改良補助事業

農業経営の合理化、生産性の向上並びに田園環境の保全活動の推進のため、土地改良区及び農業共同組合が事業主体で実施する、土地改良施設(農業用排水路・ため池等)の改良事業等に対し補助金を交付しています。⁽¹⁷⁾

2 地下水、湧水の保全

(1) 公園整備における地下浸透の推進

公園を整備するうえで、透水性舗装による雨水の地下浸透や、高木を中心とした植栽並びに張芝を行い、水循環機能の保全に努めています。⁽³⁰⁾

(2) 道路整備における地下浸透の推進

幹線道路・生活道路の道路改良工事や、歩道の整備の際に、透水性舗装を整備することで、水循環機能の保全に努めています。

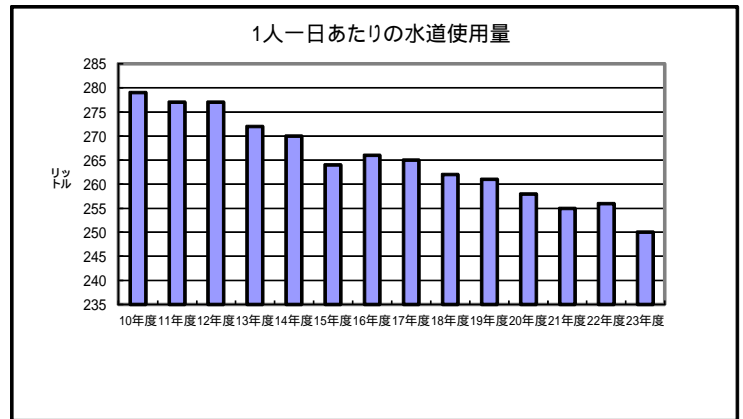
- 歩道の設置及び改良に際して、透水性舗装を採用しました。(平成23年度施行完了延長 3,090m)
- 交通安全施設整備(歩道整備) 2路線 L=200m(浜大津一丁目、京町三丁目)⁽³⁶⁾
- 道路新設改良(歩道整備) 1路線 L=150m(本堅田三丁目)⁽³⁶⁾

指標[計画策定時];透水性舗装施工完了延長 2,630m

3 水利用の効率化の推進

<現況>

本市における水道使用量は、1人1日あたりで見ると減少傾向にあります。要因としては、かつて増加要因となっていた下水道の整備がほぼ終了したことに加え、近年の市民の節水意識の向上や洗濯機、食器洗い機等の節水型機器が普及したことが要因となっていることが推定されます。



(注)平成16年度までは、志賀町との合併前の数値

指標[計画策定時];1日1人あたり水道使用量 256L

(1) 水利用の無駄を省くライフスタイルの普及、啓発

- 第53回水道週間(6/1～6/7)には市庁舎に懸垂幕「水を大切にしましょう」の掲揚や支所・小中学校等で「水道週間」ポスターの掲示による啓発、浄水場の一般公開においては、琵琶湖の水が飲料水になるまでの過程などを見学してもらうことにより、水の大切さに対する理解を深めていただくよう啓発しました。⁽⁴⁴⁾
- 水道水源クリーン作戦(膳所浄水場周辺の湖岸の清掃)を5月21日に行い、水源美化の大切さを啓発しました。⁽⁴⁴⁾

(2) 下水処理水の効率的利用

水再生センターでは、下水処理水の一部を機械設備の冷却水等に利用しています。⁽⁴⁷⁾

第6節 省エネルギー・低炭素型のエネルギーの推進

<現況>

市では、市民、事業者、行政のパートナーシップ(協働)により、地球規模の環境問題に取り組んでいくための課題と具体的な行動を示すとともに、これらの行動を推進していくための方向を明らかにした「大津市地球環境保全地域行動計画 アジェンダ 21 おおつ (第2次)」を平成 23 年 3 月に策定しました。

計画では、中期目標として、2020 年度(平成 32 年度)までに、温室効果ガス排出量を 2007 年度(平成 19 年度)比で 34%削減すること、長期目標として、2050 年度(平成 62 年度)までに、82%削減することを総合目標の一つに掲げています。

市域の温室効果ガス排出量は、平成 21 年度は 1,760 千 t-CO₂(このうち 96%が二酸化炭素)で、平成 20 年度と比較すると、10.5%の削減となりました。

なお、平成 12 年に策定した「アジェンダ 21 おおつ(第1次)」(平成 22 年度で計画期間は終了)では、「市民一人当たりの二酸化炭素排出量を 2010 年度(平成 22 年度)において、1990 年度(平成 2 年度)より 6%削減する」ことを目標にしていたが、平成 21 年度は平成 2 年度(参考値)に比べ 18.4%減少していました。⁽¹⁹⁾

温室効果ガス推計結果

(t-CO₂換算)

ガス	1990 年度 【参考値】	2007 年度	2008 年度	2009 年度	
				排出量	割合
二酸化炭素 (市民 1 人当り)	1,731,858 (6.24)	1,992,272 (6.07)	1,858,872 (5.63)	1,693,748 (5.09)	96.3%
メタン	16,252	6,576	6,302	6,346	0.4%
一酸化二窒素	16,796	12,482	11,998	11,633	0.7%
HFC 等 3 ガス	125,443	134,683	69,761	47,959	2.7%
合計	1,890,349	2,146,013	1,946,933	1,759,686	100%

二酸化炭素推計結果

(t-CO₂換算)

部門	2009 年度	
	排出量	割合
産業部門	564,968	33.3%
製造業	554,051	32.7%
鉱業・建設業	10,353	0.6%
農林水産業	564	0.0%
民生家庭部門	351,538	20.8%
民生業務部門	276,566	16.3%
運輸部門	474,957	28.1%
自動車	439,462	26.0%
電車	35,496	2.1%
廃棄物部門	25,719	1.5%
合計	1,693,748	100%

* 電気の二酸化炭素排出係数は、関西電力(株)の実排出係数を使用している。

* 1990 年度の排出量は、2007 年度以降とは異なる方法により算出したものであり、参考値である。

目標:温室効果ガス削減率 平成 19 年度比 34%削減

1 省エネ型ライフスタイルの育成

(1) 省エネキャンペーン「エコライフデー」の実施【重点事業】

- 「おおつ環境フォーラム」との連携により、北大路三丁目において実施しました。

累計参加世帯数 1,266 世帯(平成 23 年度の参加世帯数 154 世帯)⁽¹⁹⁾

目標:「エコライフデー」の参加世帯数 20,000 世帯

(2) 家庭における省エネルギーの推進

- 希望者に対し、家庭における電気使用量計測・表示機器を貸し出し、省エネルギーの取り組みを支援する「省エネチャレンジャー」事業を実施しました。⁽¹⁹⁾
- 「広報おおつ」に省エネルギーに関する啓発記事を掲載し、市民の取り組みを促しました。⁽¹⁹⁾

(3) 省エネ建築物の普及促進

- 高断熱・高气密住宅(二重窓、壁・天井・床の断熱化)などの省エネ住宅について、普及啓発を図りました。⁽³²⁾

(4) 地産地消の振興

- 地場産品を安定集荷、供給することにより、食品流通の移動距離を縮め、輸送に伴うガソリンや軽油の消費削減や二酸化炭素の排出削減につなげるよう地域ブランド化の促進や、生産拡大に対する支援を行っています。(地産地消作付面積 14ha)⁽¹⁶⁾

指標[計画策定時];地産地消 作付面積(出荷協議会加入の小松菜、ネギ、ほうれん草、すいか等)

14ha[平成 22 年度]

(5) 学校給食における地元食材の活用

- 滋賀県産の米(米粉)、小麦、牛肉、湖魚、野菜などの地場産物を学校給食の食材として活用しました。(食材数ベース 平成 23 年 6 月 24.0%、平成 23 年 11 月 28.4%)⁽⁵¹⁾

指標[計画策定時];学校給食における地場産物を使用する割合(食材数ベース) 16.7%[平成 21 年 6 月]、20.4%[平成 21 年 11 月]

(6) 水道・ガス検針票での表示

- 水道、ガスの使用者自らが使用量を知ることで、水道、ガスの無駄遣いを抑制するための動機付けとして、検針票に前年同期の水道、ガス使用量の表示を行いました。⁽⁴²⁾

2 二酸化炭素(CO₂)排出量の削減

(1) 「(仮称)環境フェア」の開催【重点事業】

- 環境をテーマとしたフェアの開催を通じて市民に地球環境保全の重要性を呼びかけ、環境保全に対する関心を高め、理解が深まるよう実施しています。平成 23 年度は、おおつ環境フォーラムが実施する「おおつエコ祭り」への参加・協力をを行い、1,014 人のイベント参加がありました。⁽¹⁹⁾

目標:「(仮称)環境フェア」の参加者数 1,500 人/回

(2) ノーマイカーデーやアイドリングストップ運動の推進

- 市職員の公共交通機関利用による通勤を促進するため、ノーマイカーデーを月に 1 回実施しました。⁽¹⁹⁾

(3) 学校・園におけるグリーンカーテン等の設置

- グリーンカーテン 中央小学校で設置しています。また、平成 23 年度には学校園独自で、幼稚園 9 園、小学校 10 校、中学校 1 校で設置しました。⁽⁴⁸⁾

○ すだれ 幼稚園 13 園、小学校 1 校、中学校 1 校で設置しました。(48)

指標[計画策定時];学校・園でのグリーンカーテン、すだれ設置箇所数 1 箇所[平成 22 年度]

(4) 環境保全協定の締結

大津市では、工場等からの水質汚濁や大気汚染、騒音、振動等の公害防止対策をさらに進めるため、昭和 50 年代から大手製造業を中心とする 20 社と公害防止協定を締結してきました。

しかし、地球環境問題などの公害以外の環境問題への対応は、規制に馴染まない点もあり、事業者による自主的な取り組みが重要となっています。

このため、それまでの公害防止協定に代えて、環境管理体制の整備や環境負荷の低減、資源循環などの総合的な環境保全活動の推進を盛り込んだ環境保全協定を「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」の規定に基づき平成 12 年度より締結しています。

○ 平成 23 年度末現在、有効締結事業所数は 62 事業所です。市では、本協定に基づく環境保全の取り組みについて報告を受け、その内容をホームページに掲載するなどして事業者の積極的な活動状況を周知しました。また、協定締結事業所における環境管理の推進を目的とした研修会の開催や環境保全に関する情報提供を行ったほか、琵琶湖市民清掃への参加の呼びかけを行い、多くの事業者がこれに参加しました。

(19)

環境保全協定締結事業所

平成 24 年 3 月末現在

事業所名	締結年月日
大津板紙株式会社 株式会社カネカ 滋賀工場 三洋電機株式会社 エナジー社 経営企画室 滋賀管理グループ 東洋紡績株式会社 総合研究所 東レエンジニアリング株式会社 滋賀事業場 東レ・オペロンテックス株式会社 滋賀事業場 東レ株式会社 滋賀事業場 東レ株式会社 瀬田工場 日本精工株式会社 大津工場 日本電気硝子株式会社 大津事業場 ルネサス関西セミコンダクタ株式会社 滋賀工場	平成 12 年 11 月 15 日
近江鍛工株式会社本社工場 近江電子工業株式会社 大津電機工業株式会社 関西ティーイーケイ株式会社 株式会社近畿分析センター 湖国精工株式会社 株式会社島津製作所瀬田事業所 島津プレジジョンテクノロジー株式会社 島津メクテム株式会社 新生化学工業株式会社 タカラバイオ株式会社 東レエンジニアリング株式会社瀬田工場 日伸工業株式会社 日本黒鉛工業株式会社 ルネサスエレクトロニクス株式会社化合物デバイス事業部関西地区 日本電産キョーリ株式会社 日本酪農協同株式会社滋賀工場 株式会社ビッツ 宮川印刷株式会社	平成 13 年 2 月 26 日

イオンリテール株式会社イオン西大津店 株式会社関西アーバン銀行 株式会社滋賀銀行 生活協同組合コープしが 合同会社西友大津店 株式会社そごう・西武 西武大津店 株式会社瀬田アーバンホテル 西日本電信電話株式会社滋賀支店 株式会社琵琶湖グランドホテル 株式会社琵琶湖ホテル 琵琶湖リゾートホテル株式会社旅亭紅葉	平成 13 年 10 月 25 日
株式会社暁精工所 エヌワイ工業株式会社 東レテクノ株式会社 東レ・プレジジョン株式会社 株式会社平和堂	平成 15 年 2 月 25 日
京阪電気鉄道株式会社大津鉄道事業部 株式会社クリスタル光学 江州計器工業株式会社 湖南精工株式会社 株式会社プリンスホテル大津プリンスホテル 株式会社東レリサーチセンター	平成 16 年 3 月 26 日
井筒食品株式会社 納谷塗装工業株式会社 洛東化成工業株式会社	平成 17 年 3 月 24 日
江若交通株式会社 寿木材工業株式会社 ゼオンポリミクス株式会社大津事業所 株式会社パルコ大津店	平成 18 年 3 月 27 日
株式会社国華荘びわ湖花街道 株式会社緑水亭びわこ緑水亭	平成 19 年 3 月 28 日
株式会社さくのや	平成 20 年 3 月 28 日

指標[計画策定時];環境保全締結事業所数 62 事業所

(5) 天然ガス転換促進・高効率エネルギーシステムの普及促進

企業局では都市ガスへの燃料転換を推進しており、省エネのためのガスコージェネレーション設備の導入や工業炉・ボイラー等の燃料転換でCO₂削減による環境負荷の軽減を進めています。国においてもガスコージェネレーション導入による省エネ設備の導入、エネルギー多消費型設備の天然ガス転換について、補助制度を設けて推進しています。

- 次表のとおり、環境保全協定を締結した 11 事業所を主に、コージェネレーション設備の導入や都市ガスへの燃料転換を実施されています。(うち、100kL/年以上の重油使用事業所は 12 事業所)⁽⁴³⁾

年度	年間 CO ₂ 削減量 (t-CO ₂)	算出方法	事業所名	転換時燃料
平成 15	35,942.0	火力発電ベース	大津板紙(株)	C 重油
	13,101.0	火力発電ベース	日本電気硝子(株) 第1期	A 重油・LPG
	228.0	火力発電ベース	ニプロ(株)	ブタン
平成 17	575.0	火力発電ベース	日本電気硝子(株) 第2期	A 重油
	4,760.0	火力発電ベース	(株)カネカ 第1期	灯油
平成 18	29,000.0	火力発電ベース	東レ(株)	C 重油
	1,141.0	火力発電ベース	日本精工(株) 第1期	灯油・LPG
	824.0	火力発電ベース	近江鍛工(株) 第1期	LPG
	3,900.0	火力発電ベース	(株)カネカ 第2期	A 重油
平成 19	8,300.0	火力発電ベース	東レ(株) 第2期	C 重油
平成 20	980.0	火力発電ベース	東洋紡(株)総合研究所	A 重油

	3,023.0	火力発電ベース	NECセミコンダクターズ関西(株)	A 重油
平成 21	407.0	火力発電ベース	旅亭紅葉	A 重油
平成 22	94.0	火力発電ベース	洛東化成工業(株)	A 重油
	166.0	火力発電ベース	近江鍛工(株) 第2期	LPG
平成 23	402.0	火力発電ベース	毎日牛乳	A 重油
合計	102,843.0	—	—	—

二酸化炭素の排出削減対策の成果を算定する方法

※ 火力発電ベース…火力発電で発電した「火力ベースの電気」

※ 全電源ベース…二酸化炭素が出ない原子力や水力など全ての電源を基にした「全電源ベースの電気」

目標:100kL/年以上の重油使用事業所の都市ガス転換数 13 事業所

(6) 住宅用太陽光発電システムの設置促進

- 地球温暖化対策の一環として、自然エネルギーの有効利用を促進することを目的に、太陽光発電システム設置者に対し、その経費の一部を補助しています。平成 23 年度は 222 件の補助を行い、市域全体で 3,700 件が設置されています。⁽¹⁹⁾

指標[計画策定時];市域の太陽光発電システム設置数 2,209 件

(7) ダブル発電売電促進助成制度(サックスポイント)

- 国の「太陽光発電の新たな買取制度」に伴い、家庭用コージェネレーションシステムと太陽光発電設備の両方で発電することによる CO2 削減を奨励し、その普及促進を図ることを目的に、平成 23 年度は国の買取価格1kwhあたり 39 円の家庭には、1kwh につき9ポイント(9円)、34 円の家庭には、1kwh につき8ポイント(8円)を売電量に応じて助成対象としました。平成 23 年度の申請は 131 件でした。⁽⁴³⁾

3 環境保全型産業の育成(省エネルギー・廃棄物対策・省資源等)

(1) 産学官ネットワークによる環境関連産業の創出と事業高度化の推進

「大津・草津地域産業活性化計画(基本計画)」に定める重点 4 分野(高度モノづくり、環境、医療・健康福祉、IT)の一つである環境関連産業の創出と事業高度化を図るため、産学官ネットワークの構築を推進しています。

省資源・省エネルギー・生物多様性などの環境保全に寄与する産業を育て、その販路開拓、研究開発を支援することで、企業の成長を促進し、環境関連産業の集積を目指します。

- 産業化支援コーディネーター派遣事業により、産学連携(水質浄化剤 1 件)、企業間連携(LED 照明の応用 1 件)、補助金獲得(階段用 LED 照明、リチウムイオン電池用新素材、水質浄化剤、小型植物工場)のためのソフト支援を行いました。⁽¹⁴⁾

(2) 環境関連産業の企業立地の促進

「大津・草津地域産業活性化計画(基本計画)」に定める指定集積業種(高度モノづくり、環境、医療・健康福祉、IT)の一つである環境関連産業の立地を促進しています。特に、重点区域である「びわこサイエンスパーク」については、重点 4 分野に特化した特定の助成制度をインセンティブとして産業集積を図ります。

- 重点区域である「びわこサイエンスパーク」に、産業用ヒートポンプ等を開発・製造する環境関連企業を誘致し、このたび操業開始をされたため、重点区域企業立地促進助成金を適用しました。

また、龍谷大学で省エネ技術に資するモーター制御技術の開発と製品化に取り組んできた中堅ベンチャー企業が、大学インキュベーション施設発立地促進助成金を活用して、市内へ立地をされました。⁽¹⁴⁾

第7節 都市及び交通ネットワーク形成の推進

1 コンパクトなまちづくりの推進

(1) 低炭素型地区・街区の形成に向けた検討

比較的大規模な新規開発、既成市街地再開発における地域熱供給、再生可能エネルギー・未利用エネルギー等の導入、建築物の省エネルギー対策、マイクログリッド等の将来像を踏まえ、低炭素型地区・街区の形成の検討を進めています。

- 大津駅・大津港周辺地区における先進的低炭素モデル街区の形成を目指す「大津市都心地区温暖化対策地域協議会(地球温暖化対策の推進に関する法律第26条第1項)」での協議に参画しました。⁽¹⁹⁾

2 公共交通機関の連携強化の検討、利用促進

(1) 公共交通の維持・活性化

「大津市地域公共交通総合連携計画」に基づき、大津市地域公共交通活性化協議会が主体となり、施策を展開しています。

- 地域公共交通全体の利用者数 JR 227,816人/日、京阪電車 66,349人/日、路線バス 28,617人/日⁽³³⁾

指標[計画策定時];地域公共交通全体の利用者数 JR 227,428人/日(平成21年度)、京阪電車 68,148人/日(平成21年度)、路線バス 30,552人/日(平成20年度)

- ノーマイカーデーの拡大実施事業

日常、車・バイク通勤されている方(市内在住または在勤)を対象に、10・11月の毎週金曜日(計8日間のうち4日間)をノーマイカーデーと定め、市内の公共交通を利用してもらう機会を提供しました。⁽³³⁾

- ICカードシステム導入事業

京阪バス(株)や江若交通(株)において、PiTaPa・ICOCAによるICカードを導入しました。⁽³³⁾

(2) 地域住民・公共交通事業者・行政の協働体制、支援体制の推進

地域住民の要請による増便に向けての枠組みの整備(ルール化、要綱等の制定、パートナー協定締結方式の検討等)、市民主体の活動への支援を実施しています。

- パートナー協定締結方式による路線バス実証運行の実施

上田上地区において地元協議会を開催し、地元・事業者・行政の3者で協定を締結し、昼間減便された路線バスの実証運行(平日昼間 牧＝石山駅間 2往復)を実施しました。⁽³³⁾

- 「大津の京阪電車を愛する会」事業への支援

市行政の側面的支援により、各種イベントを、市民ボランティア主体で実施されました。⁽³³⁾

(3) 公共交通への利用転換の促進

自家用車から鉄道・バス等の公共交通機関への利用にシフトするよう、通勤・通学される方を対象に啓発を行っています。

- 浜大津を拠点としたパーク&ライドの実施

年間を通して、駅でのポスターの掲示やホームページにより事業の周知を行うとともに、秋の観光シーズンにおける集中的な広報展開により、更なる利用促進を図り、年間13,861台の利用がありました。⁽³³⁾

パーク&ライドの実施状況

年度	実施期間	利用台数	1日平均利用台数
平成 16	11/1～12/5	250 台	7.14 台
平成 17	3/11～12/4 12/28～3/31	2,580 台	7.11 台
平成 18	通年	7,189 台	19.70 台
平成 19	通年	8,417 台	23.00 台
平成 20	通年	8,734 台	23.9 台
平成 21	通年	11,370 台	31.2 台
平成 22	通年	12,159 台	33.3 台
平成 23	通年	13,861 台	38.0 台

指標[計画策定時];パーク&ライドの利用台数 11,370 台/年

(4) 自転車駐車場の整備

自転車は環境への負荷の少ない乗り物ですが、駅前広場や歩道に放置されると、車椅子や歩行者の通行のさまたげとなり、救急、消化活動の支障となるなどの問題が起こります。市では、主要な駅前を中心に駐輪場を整備し、利便性の向上を図るとともに、放置自転車等の対策に努めています。

- 駐輪場需要の高い石山駅周辺のうち、石山駅北口駐輪場(石山第一駐輪場)の隣接地の買収し、増設しました。⁽³⁶⁾
- 駐輪場の整備;33箇所、15,462台(自転車 11,519台、原付・自動二輪 3,038台、一時預り 905台 平成24年4月1日現在)⁽³⁶⁾

目標;自転車等収容可能台数 16,192台

(5) 公共交通の結節点の強化

- 結節点を強化することで公共交通の利便性の向上を図るため、JR膳所駅舎の橋上化及び新南北連絡通路に関する基本協定の締結を実施しました。⁽²⁹⁾